

愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「県工事」という。）の競争入札における低価格の入札に関し、県工事の契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（これらの規定を令第167条の13において準用する場合を含む。）並びに愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第133条の2の規定に基づく手続等低入札価格調査制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱の対象は、総合評価落札方式により落札者を決定する県工事とする。

(調査基準価格及び調査基準基本価格の算定)

第3条 前条に規定する県工事の契約に係る調査基準価格（規則第133条の2第1項の規定に基づき作成する基準となる価格をいう。以下同じ。）及び調査基準基本価格（調査基準価格の算定の基本となる価格をいう。以下同じ。）は、別表1に掲げるところにより算出した額とする。

2 工事を発注する部局の長又は地方機関の長（以下「発注部局の長」という。）は、前項の規定により算定した調査基準基本価格を記載した書面を封書にし、入札執行者（知事又は知事の委任を受けて入札を執行する権限を有する者をいう。以下同じ。）に送付するものとする。

3 入札執行者は、開札の際、前項の書面を開札場所に置くとともに、電子入札による場合にあっては、規則第133条第4項に規定するファイルに記録するものとする。

(ランダム係数の決定)

第4条 別表1に掲げるランダム係数は、電子入札システムにより1.000から1.005の範囲内で決定する係数とする。

(調査基準価格の事後公表)

第5条 第3条第1項の規定により算定した調査基準価格は、契約の締結後に公表するものとする。

(調査資料の提出)

第6条 入札価格が別表1に掲げる税抜き調査基準価格を下回る場合は、入札執行者は、落札者の決定を保留し、当該入札価格で契約内容に適合した履行がなされるかどうかを判断するため、次の各号に掲げる事項について、税抜き調査基準価格を下回る入札をした入札者（以下「低価格入札者」という。）の全員から入札価格の内訳その他必要と認める書面（以下「調査資料」という。）を提出させた後、当該調査資料を発注部局の長に送付するものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事付近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係

- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給の見通し
- (9) 過去に施工した公共工事の名称、発注者及び成績状況
- (10) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
- (11) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等）
- (12) 第1次下請の予定業者名及び予定下請金額
- (13) その他の必要な事項

- 2 前項の調査資料は、開札の日の翌日から起算して3日（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に提出するものとし、期限までに提出しない者又は調査に対応できない旨の申し出があった者については、当該入札者がした入札を失格とする。

（調査の実施）

第7条 発注部局の長は、前条の規定により送付された調査資料に基づき、低価格入札者のうち、最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式による工事にあつては、最高の評価値をもって入札をした者。以下「落札候補者」という。）について、事情聴取や関係機関への照会等の調査（以下「調査」という。）を実施する。

- 2 発注部局の長は、前項の調査中であっても、必要に応じ、落札候補者以外の低価格入札者について、調査を実施することができる。ただし、**第9条及び第10条**の規定は、落札候補者から、順次適用する。

- 3 発注部局の長は、前2項の調査を行うにあたっては、低価格入札者の入札価格の積算内訳が、計数的な根拠があり、過去の実績からみて合理的かつ現実的なものかどうか、特に重点的に確認するものとする。

- 4 第1項又は第2項の調査において、低価格入札者は、入札執行者を通じて発注部局の長から調査に必要な追加資料（以下「追加資料」という。）を求められた場合は、追加資料を求められた日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に提出するものとし、期限までに提出しない者については、当該入札者がした入札を失格とする。ただし、発注部局の長が別途認めた場合は、この限りでない。

（失格判断基準の適用）

第8条 前2条の規定にかかわらず、低価格入札者が入札時に提出した工事費内訳書記載の各費目の金額が、別表2に掲げる失格判断基準のいずれか一つに該当する場合は、調査資料の提出を求めることなく、当該入札を失格とする。ただし、この基準により難しいときは、この限りでない。

（低入札価格審査会における審査）

第9条 発注部局の長は、**第7条**の調査の結果を低入札価格審査会（低入札価格審査会設置要綱（平成9年4月22日制定）により設置する審査会をいう。以下同じ。）に報告し、審査を求めるものとする。

- 2 低入札価格審査会は、前項の規定により発注部局の長から審査を求められたときは、審査を行ったうえで、当該発注部局の長に対して書面により意見を表示するものとする。

- 3 発注部局の長は、前項の規定により低入札価格審査会から表示された意見を、速やかに入札執行者に報告するものとする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、落札候補者の入札価格が税抜き調査基準価格に0.95を乗じて得た額以上である場合であつて、**第7条**の規定による調査の結果、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められるときは、低入札価格審査会への付議

を要しない。

- 5 発注部局の長は、前項の規定による調査の結果を、速やかに行政経営課及び入札執行者に報告するものとする。

(落札者の決定)

第10条 入札執行者は、前条第4項の規定により付議をしない場合、又は前条第2項の審査の結果、落札候補者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合は、当該落札候補者を落札者として決定するものとする。

- 2 入札執行者は、**第8条**の基準に該当し、又は前条の審査の結果、落札候補者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、当該落札候補者を落札者とせず、その旨を当該落札候補者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式による工事にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最高の評価値をもって入札をした者。以下「次順位者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、当該次順位者が低価格入札者であるときは、落札者が決定するまで、順次、**第7条**から本条までの規定により手続を行うものとする。

- 3 第1項の落札候補者又は前項の次順位者が複数ある場合、落札者の決定は、抽せんによるものとする。

(落札者決定の通知)

第11条 入札執行者は、前条の規定により落札者が決定したときは、電子入札システム（愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定）に定義するシステムをいう。）により（紙入札方式による場合にあつては、書面により）、すべての入札参加者に対して通知するものとする。

(入札参加者への周知)

第12条 入札執行者は、規則第132条第1項の規定による一般競争入札の公告をし、又は規則第144条第2項の規定による指名競争入札参加者の指名及び通知（以下「入札公告等」という。）をするにあつては、次の各号に掲げる事項について、当該事項を県ホームページに掲載するなどして周知を図るものとする。

- (1) 調査基準価格及び失格判断基準が設定されていること。
- (2) **税抜き**調査基準価格を下回る入札が行われた場合は落札者の決定を保留し、調査の終了後に入札結果を通知すること。
- (3) 低価格入札者は、落札候補者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) すべての低価格入札者は、**第6条**の規定による調査資料の提出及び**第7条**の規定による調査に協力すべきこと。

(低価格入札者との契約等に係る措置)

第13条 **第10条**の規定により決定された落札者が低価格入札者である場合にあつては、当該落札者に対して、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 契約保証金は請負代金額に10分の3を乗じて得た額以上とすること。
- (2) 前金払は請負代金額の10分の2に相当する額以内とし、部分払に代えて中間前金払を選択した場合にあつては、10分の4に相当する額以内とすること。
- (3) 建設業法第26条第1項又は第2項の規定により監理技術者又は主任技術者の配置が義務づけられている工事において、次のとおり技術者を配置すること。

ア 同法同条第3項の規定により技術者の専任が義務づけられている請負代金額4,500万円以上（建築一式工事にあつては9,000万円以上）の工事にあつては、専任で配置

しなければならない監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件（技術者の従事経験に係る要件を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置すること。

イ 請負代金額4,500万円未満（建築一式工事にあつては9,000万円未満）の工事にあつては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置すること。

(4) 建設業法第26条第3項第1号又は第2号の規定による監理技術者の配置は認めないこと。

2 入札執行者は、入札公告等において前項に規定する条件を記載し、入札に参加しようとする者に対して周知するものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に開札を行う県工事について適用し、同日前に開札を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日

前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 1 月 5 日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに契約を締結する案件で、予定価格の算定にあたり消費税(地方消費税を含む。)を 8 パーセントで算定しているものについては、第 5 条の「105 分の 100」を「108 分の 100」と、別表 1 及び欄外（工場製作を含む工事に係る計算式も含む。）の「1.05」を「1.08」として、同条及び同表を適用する。
- 2 この取扱いについては、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 3 月 26 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日以降に契約を締結する案件について適用し、同日前に契約を締結する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に開札を行う県工事について適用し、同日前に開札を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までに契約を締結し、平成 31 年 10 月 1 日以降に引渡しを行う案件で、予定価格の算定にあたり消費税（地方消費税を含む。）を 10 パーセントで算定しているものについては、第 5 条の「108 分の 100」を「110 分の 100」と、別表 1 及び欄外（工場製作を含む工事に係る計算式も含む。）の「1.08」を「1.1」として、同条及び同表を適用する。
- 2 この取扱いについては、平成 31 年 9 月 30 日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年9月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年10月1日以降に契約を締結する案件について適用し、同日前に契約を締結する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

別表1 調査基準価格及び調査基準基本価格の算定方法

区分	計算式		備考
土木工事	税抜き調査基準基本価格	調査基準基本価格	ただし、左欄の税抜き調査基準基本価格の計算式により算出した額が、税抜き予定価格に7.5/10 を乗じて得た額を下回る場合にあっては、税抜き予定価格に7.5/10 を乗じて得た額を税抜き調査基準基本価格とする。
	(直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68) (注1)	税抜き調査基準基本価格×1.1 (注2)	
	税抜き調査基準価格	調査基準価格	
	税抜き調査基準基本価格×ランダム係数 (注2)	税抜き調査基準価格×1.1 (注2)	
建築工事(建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。)	税抜き調査基準基本価格	調査基準基本価格	ただし、左欄の税抜き調査基準基本価格の計算式により算出した額が、税抜き予定価格に7.5/10 を乗じて得た額を下回る場合にあっては、税抜き予定価格に7.5/10 を乗じて得た額を税抜き調査基準基本価格とする。
	{直接工事費×0.9×0.97+共通仮設費×0.9+(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9+一般管理費×0.68} (注1)	税抜き調査基準基本価格×1.1 (注2)	
	税抜き調査基準価格	調査基準価格	
	税抜き調査基準基本価格×ランダム係数 (注2)	税抜き調査基準価格×1.1 (注2)	

(注1) 費目ごとに所定の率を乗じ、円未満切捨てとする。

(注2) 計算結果に端数が生じる場合は、円未満切捨てとする。

別表2 失格判断基準

費目	基準
直接工事費	設計金額における直接工事費の90%未満
共通仮設費	設計金額における共通仮設費の80%未満
現場管理費	設計金額における現場管理費の80%未満
一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満

(注1) この基準に該当する場合であっても、低価格となった合理的な根拠があると認められるときは、適用除外とすることがある。

(注2) 費目ごとに所定の率を乗じ、円未満切捨てとする。